

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。ただし、別表第4環境局環境対策課の部の改正（課長専決事項の欄中第45号の2及び第52号の2から第52号の6までを加える改正を除く。）は令和6年7月1日から、同表福祉保健部感染症・薬務課の部の改正（課長専決事項の欄中第2号の改正を除く。）は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（危機管理監の専決事項）</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上</u>の休暇等（<u>同規則第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">（原子力安全調整監の専決事項）</p> <p>第4条の11 次に掲げる事項は、<u>原子力安全調整監</u>が専決するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（危機管理監の専決事項）</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上<u>の休暇等（<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">（原子力安全広報監の専決事項）</p> <p>第4条の11 次に掲げる事項は、<u>原子力安全広報監</u>が専決するものとする。</p>

- (1) 原子力安全調整監の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。
- (2) 原子力安全調整監の旅行の復命を受けること。
- (3) 原子力安全調整監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による原子力安全調整監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による原子力安全調整監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 原子力安全調整監の当直勤務の命令をすること。

（部参事の専決事項）

第5条の8 次に掲げる事項は、部に置かれる参事（課長を兼ねる職員を除く。以下「部参事」という。）が専決するものとする。

- (1) 部参事の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。
- (2) 部参事の旅行の復命を受けること。
- (3) 部参事の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による部参事の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による部参事の代休日の指定を行うこと。
- (6) 部参事の当直勤務の命令をすること。

別表第2（第4条関係）

部長共通専決事項

- (1)～(10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員（課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。）の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全調整監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全調整監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との

- (1) 原子力安全広報監の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。
- (2) 原子力安全広報監の旅行の復命を受けること。
- (3) 原子力安全広報監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による原子力安全広報監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による原子力安全広報監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 原子力安全広報監の当直勤務の命令をすること。

（総務部参事の専決事項）

第5条の8 次に掲げる事項は、総務部に置かれる参事（課長を兼ねる職員を除く。以下「総務部参事」という。）が専決するものとする。

- (1) 総務部参事の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。
- (2) 総務部参事の旅行の復命を受けること。
- (3) 総務部参事の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による総務部参事の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による総務部参事の代休日の指定を行うこと。
- (6) 総務部参事の当直勤務の命令をすること。

別表第2（第4条関係）

部長共通専決事項

- (1)～(10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員（課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。）の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、都市局長、副部長、

規定により、自然体
験活動促進計画の認
定を取り消すこと。

(53)～(56) (略)

(57) 新潟県立自然公
園条例第7条の3第
1項の規定により、
公園事業を決定する
こと。

(57)の2 新潟県立自
然公園条例第8条の
2の規定により、必
要な措置を執るべき
旨を命ずること。

(57)の3 新潟県立自
然公園条例第8条の
5第3項の規定によ
り、公園事業の執行
の認可を取り消すこ
と。

(57)の4 新潟県立自
然公園条例第8条の
6第1項の規定によ
り、原状回復を命じ、
又は必要な措置を執
るべき旨を命ずるこ
と。

(57)の5 新潟県立自
然公園条例第8条の
6第2項の規定によ
り、原状回復等を行
い、又は命じた者若
しくは委任した者に
行わせること。

(57)の6 新潟県立自
然公園条例第8条の
10第1項の規定によ
り、利用拠点整備改
善計画の認定を取り
消すこと。

(58)～(61) (略)

(61)の2 新潟県立自
然公園条例第17条第
1項の規定により、
集団施設地区を指定
すること。

(62) 新潟県立自然公
園条例第18条の2第

(53)～(56) (略)

(57) 新潟県立自然公
園条例第6条第2項
の規定により、公園
事業を決定し、及び
同条例第7条第2項
の規定により、公園
事業の廃止又は変更
の決定をすること。

(58)～(61) (略)

1項の規定により、生態系維持回復事業計画を定めること。

(63) 新潟県立自然公園条例第18条の3第1項の規定により、生態系維持回復事業を行うこと。

(64) 新潟県立自然公園条例第18条の4の規定により、生態系維持回復事業の認定を取り消すこと。

(65) 新潟県立自然公園条例第18条の9第1項の規定により、自然体験活動促進計画の認定を取り消すこと。

(66) 新潟県立自然公園条例第18条の11の規定により、風景地保護協定の締結等を行うこと。

(67) 新潟県立自然公園条例第18条の20の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(68) 新潟県立自然公園条例第18条の21第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。

(69) (略)

(62) 新潟県立自然公園条例第18条の2の規定により、風景地保護協定の締結等を行うこと。

(63) 新潟県立自然公園条例第18条の11の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(64) 新潟県立自然公園条例第18条の12第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。

(65) 新潟県立自然公園条例第17条第1項の規定により、集団施設地区を指定すること。

(66) (略)

(67) 新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）第12条の規定により、公園事業に係る施設等の改善を命ずること。

(68) 新潟県立自然公園条例施行規則第13条第2項の規定により、公園事業の執行

	<p>(70)～(77) (略)</p> <p>(77)の2 <u>新潟県自然環境保全条例第20条の2第1項の規定により、生態系維持回復事業計画を定めること。</u></p> <p>(77)の3 <u>新潟県自然環境保全条例第20条の3第1項の規定により、生態系維持回復事業を行うこと。</u></p> <p>(77)の4 <u>新潟県自然環境保全条例第20条の4の規定により、生態系維持回復事業の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(78)～(109) (略)</p>
--	---

(略)

(略)

福祉保健部

(略)

国保・福祉指導課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(17) (略)

	<p><u>の承認を取り消すこと。</u></p> <p>(69) <u>新潟県立自然公園条例施行規則第14条の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。</u></p> <p>(70)～(77) (略)</p> <p>(78)～(109) (略)</p>
--	---

(略)

(略)

福祉保健部

(略)

国保・福祉指導課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(17) (略)</p> <p>(17)の2 <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第113条の2第1項の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、勧告すること。</u></p>

	(17)の2 (略) (18)～(27) (略)
--	-----------------------------

(略)

感染症対策・薬務課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) (略) (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、 <u>第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関</u> を指定し、又は <u>同条第11項</u> の規定により、その指定を取り消すこと。 (3)～(32) (略) (33) <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例</u> （平成12年新潟県条例第20号） <u>第4条</u> の規定により、必要な措置を講ずべきことを命ずること。 (34) <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例第5条</u> の規定により、栽培地の構造設備の改善を命じ、又は当該栽培地の使用を禁止すること。

(略)

高齢福祉保健課

部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(11) (略)

	(17)の3 <u>旧介護保険法第113条の2第3項の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、措置をとるべきことを命ずること。</u> (17)の4 (略) (18)～(27) (略)
--	---

(略)

感染症対策・薬務課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) (略) (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、 <u>第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関</u> を指定し、又は <u>同条第9項</u> の規定により、その指定を取り消すこと。 (3)～(32) (略) (33) <u>新潟県大麻取締法施行条例</u> （平成12年新潟県条例第20号） <u>第7条</u> の規定により、 <u>大麻の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。</u> (34) <u>新潟県大麻取締法施行条例第8条</u> の規定により、栽培地等の構造設備の改善を命じ、又は当該栽培地等の使用を禁止すること。

(略)

高齢福祉保健課

部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(11) (略)

	(12)～(20) (略)
--	---------------

(略)

障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)～(5)の2 (略)
<u>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第2項の規定により、入院中の者を退院させることを命ずること。</u>	(5)の3 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第3項の規定による精神科病院の認定</u> をすること。 (5)の4 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第1項の規定による精神科病院の指定</u> をすること。 (5)の5 (略) (5)の6 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第1項の規定により、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずること。</u> (5)の7 (略) (5)の8 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の6第1項の規定により、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずること。</u> (5)の9 <u>精神保健及び精神障害者福祉に</u>

(11)の2 <u>旧介護保険法第114条第1項の規定により、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</u> (12)～(20) (略)
--

(略)

障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)～(5)の2 (略)
	(5)の3 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第4項の規定による精神科病院の指定</u> をすること。 (5)の4 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定による精神科病院の指定</u> をすること。 (5)の5 (略)
	(5)の6 (略)

	<p>関する法律第40条の7の規定により、障害者虐待の状況等を公表すること。</p> <p>(6)～(32) (略)</p>
--	--

	(6)～(32) (略)
--	--------------

こども家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

(略)

農林水産部

(略)

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項

(1)～(4) (略)

(略)

(5) 農地法(昭和27年法律第229号)第38条第1項の規定により、農林水産省令で定める事項を公告し、及びその申請に係る農地の所有者等にこれを通知すること。

(6) 農地法第39条(同法第41条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、農地中間管理権又は利用権を設定すべき旨の裁定をすること。

(7) 農地法第40条第1項の規定により、裁定をした旨を農地中間管理機構及び当該裁定の申請に係る農地の所有者等に通知し、及びこれを公告すること。

子ども家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

(略)

農林水産部

(略)

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項

(1)～(4) (略)

(略)

(5) 農地法(昭和27年法律第229号)第36条第3項の規定により、所有権の移転等に係る調停案を作成すること。

(6) 農地法第38条第1項の規定により、農林水産省令で定める事項を公告し、及びその申請に係る遊休農地の所有者等にこれを通知すること。

(7) 農地法第39条(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。

(8) 農地法第40条第1項の規定により、裁定をした旨を当該裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知し、及びこれを公告すること。

(9) 農地法第41条の規定による特定利用権

(8) 農地法第41条第3項の規定により、裁定をした旨を農地中間管理機構（当該裁定の申請に係る農地の所有者等で知っているものがあるときは、その者及び農地中間管理機構）に通知し、及びこれを公告すること。

(9) (略)

(10) (略)

(略)

水産課

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(5) (略)	(1)～(12) (略)
(5)の2 漁業法第62条第1項の規定による海区漁場計画及び同法第67条第1項の規定による内水面漁場計画を定めること。	(13) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
(6)～(16) (略)	(14) 遊漁船業の適正化に関する法律第21条第1項の規定により、登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。
	(15) 遊漁船業の適正化に関する法律第22条の規定により、利用者の安全及び利益に関する情報を公表すること。
	(16) 遊漁船業の適正化に関する法律第26条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
	(17) 遊漁船業の適正化に関する法律第27条の規定により、指定を取り消すこと。
	(18) 遊漁船業の適正化に関する法律第29条の規定により、報

に係る賃貸借の解除の承認をすること。

(10) 農地法第41条第3項の規定により、裁定をした旨を当該裁定の申請をした者に通知し、及びこれを公告すること。

(11) (略)

(12) (略)

(略)

水産課

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(5) (略)	(1)～(12) (略)
	(13) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第18条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
(6)～(16) (略)	(14) 遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により、登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。
	(15) 遊漁船業の適正化に関する法律第22条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
	(16) 遊漁船業の適正化に関する法律第23条の規定により、指定を取り消すこと。

	告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
(19)	(略)
(20)	(略)

	(17) (略)
	(18) (略)

漁港課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和25年法律第137号）第6条第1項、第3項又は第4項の規定による漁港の指定について意見を述べること。	(1) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第34条第3項の規定により、漁港管理規程について助言又は勧告をすること。
(2) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第6条第5項又は第6項の規定による漁港の指定の変更又は取消しについて意見を述べること。	(2) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第39条の2第1項の規定により、許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は同項の規定による措置を命ずること。
(3) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第37条第1項の規定により、漁港施設の処分について許可をすること。	(3) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第39条の2第2項の規定により、危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置を命ずること。
(4)～(6) (略)	(3)の2～(10) (略)

(略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(21)の2 (略)
	(21)の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること（地域振興局長に委任したものを除く。）。
	(22)～(44) (略)

(略)

漁港課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>漁港漁場整備法</u> （昭和25年法律第137号）第6条第1項、第3項又は第4項の規定による漁港の指定について意見を述べること。	(1) <u>漁港漁場整備法</u> 第34条第3項の規定により、漁港管理規程について助言又は勧告をすること。
(2) <u>漁港漁場整備法</u> 第6条第5項又は第6項の規定による漁港の指定の変更又は取消しについて意見を述べること。	(2) <u>漁港漁場整備法</u> 第39条の2第1項の規定により、許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は同項の規定による措置を命ずること。
(3) <u>漁港漁場整備法</u> 第37条第1項の規定により、漁港施設の処分について許可をすること。	(3) <u>漁港漁場整備法</u> 第39条の2第2項の規定により、危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置を命ずること。
(4)～(6) (略)	(3)の2～(10) (略)

(略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(21)の2 (略)
	(21)の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること（地域振興局長に委任したものを除く。）。
	(22)～(44) (略)

(略)

別表第5（第14条の2関係）

（略）

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
（水産振興担当）専決事項

- (1)～(5)の13 （略）
- (5)の14 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年新潟県規則第59号）第14条の規定により、借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査させること。
- (6)～(9) （略）
- (10) 遊漁船業の適正化に関する法律第9条の規定により、閲覧に供すること。
- (11) 遊漁船業の適正化に関する法律第11条の規定により、登録を抹消すること。
- (12)～(23) （略）

精神保健福祉センター所長専決事項

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定による届出を受理すること。
- (2) （略）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定による報告を受理すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項又は第38条の5第1項の規定により、精神医療審査会に審査（同法第29条第1項の規定による入院措置時の入院の必要性に関する審査を除く。）を求めること。
- (5)～(8) （略）

別表第6（第15条関係）

- (1) 地域振興局の副局長、部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
副局長	(1) 副局長の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。 (2) 副局長の旅行の復命を受けること。 (3) 副局長の休暇等（研修及び兼職の場合を除く。以下この表において同じ。）の承認等を行うこと（5日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。） (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による副局長の週休日の

別表第5（第14条の2関係）

（略）

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
（水産振興担当）専決事項

- (1)～(5)の13 （略）
- (5)の14 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年新潟県規則第59号）第11条の規定により、借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査させること。
- (6)～(9) （略）
- (10) 遊漁船業の適正化に関する法律第8条の規定により、閲覧に供すること。
- (11) 遊漁船業の適正化に関する法律第10条の規定により、登録を抹消すること。
- (12)～(23) （略）

精神保健福祉センター所長専決事項

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第7項の規定による入院の届出を受理すること。
- (2) （略）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受理すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項又は第38条の5第1項の規定により、精神医療審査会に審査を求めること。
- (5)～(8) （略）

別表第6（第15条関係）

- (1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項

	振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による副局長の代休日の指定を行うこと。 (6) 副局長の当直勤務の命令をすること。 (7) その他局長の指定する事項
--	--

部長	(1)～(9) (略) (10) 職員(副部長以上の者に限る。)の休暇等の承認等を行うこと(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。 (11)～(22) (略)
----	---

(略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
-----------	------

(略)

農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校農学部長	(略)
---	-----

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
-----------	------

(略)

魚沼及び十	(略)
-------	-----

--	--

部長	(1)～(9) (略) (10) 職員(副部長以上の者に限る。)の休暇等(研修及び兼職の場合を除く。以下この表において同じ。)の承認等を行うこと(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。 (11)～(22) (略)
----	--

(略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
-----------	------

(略)

コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校農学部長	(略)
--	-----

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
-----------	------

(略)

魚沼地域振	(略)
-------	-----

日町の各地域振興局地域整備部長	(略)	興局地域整備部長	(略)				
(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 797 368 909">佐渡地域振興局地域整備部長</td> <td data-bbox="368 797 783 1626">新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</td> </tr> </table>	佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="847 327 983 439">十日町地域振興局地域整備部長</td> <td data-bbox="983 327 1398 752">新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、業務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</td> </tr> </table>	十日町地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、業務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）	
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）						
十日町地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、業務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）						
(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1671 368 1895">佐渡地域振興局地域整備部 副部長 （港湾空港担当）</td> <td data-bbox="368 1671 783 2040">新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第12項第17号から第37号までに規定する事項（地域整備部の次長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第5項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。）</td> </tr> </table>	佐渡地域振興局地域整備部 副部長 （港湾空港担当）	新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第12項第17号から第37号までに規定する事項（地域整備部の次長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第5項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。）	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="847 797 983 909">佐渡地域振興局地域整備部長</td> <td data-bbox="983 797 1398 1626">新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</td> </tr> </table>	佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
佐渡地域振興局地域整備部 副部長 （港湾空港担当）	新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第12項第17号から第37号までに規定する事項（地域整備部の次長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第5項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。）						
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）						
(略)		(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="847 1671 983 1895">佐渡地域振興局地域整備部 副部長 （港湾空港担当）</td> <td data-bbox="983 1671 1398 2040">新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第12項第17号から第37号までに規定する事項（地域整備部の次長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第5項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。）</td> </tr> </table>	佐渡地域振興局地域整備部 副部長 （港湾空港担当）	新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第12項第17号から第37号までに規定する事項（地域整備部の次長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第5項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。）		
佐渡地域振興局地域整備部 副部長 （港湾空港担当）	新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第12項第17号から第37号までに規定する事項（地域整備部の次長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第5項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。）						

(略)	
三条、魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部 用地・行政課長	(略)
(略)	
(略)	
佐渡地域振興局地域整備部 業務・空港用地課長	(略)
(略)	
新潟地域振興局新潟港湾事務所 業務課長及び東港分所業務課長	佐渡地域振興局地域整備部業務・空港用地課長の専決事項
(略)	
上越地域振興局直江津港湾事務所 業務課長	佐渡地域振興局地域整備部業務・空港用地課長の専決事項

(4) (略)

別表第7 (第15条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関 (地域振興局を除く。)の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
地域機関の課長 (自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長 (新潟テクノスクールの課長を除く。)、近代	(略)

(略)	
三条、魚沼及び佐渡の各地域振興局地域整備部 用地・行政課長	(略)
(略)	
十日町地域振興局地域整備部 業務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項
(略)	
佐渡地域振興局地域整備部 港湾空港業務課長	(略)
(略)	
新潟地域振興局新潟港湾事務所 業務課長及び東港分所業務課長	佐渡地域振興局地域整備部港湾空港業務課長の専決事項
(略)	
上越地域振興局直江津港湾事務所 業務課長	佐渡地域振興局地域整備部港湾空港業務課長の専決事項

(4) (略)

別表第7 (第15条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関 (地域振興局を除く。)の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
地域機関の課長 (自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長 (新潟テクノスクールの課長を除く。)、近代	(略)

美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、中央福祉相談センター障害者相談支援室長、保健環境科学研究所調査研究室長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)

美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)

別表第8（第16条関係）

(1) 地域振興局の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
その他	<u>(1) 局長の権限の代決</u> 局長が不在のときは、 <u>副局長</u> <u>(2) 副局長の権限の代決</u> 副局長が不在のときは、その事務を担当する 参事 <u>(3) (略)</u>

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センター 保健所（新発田保	(略)

別表第8（第16条関係）

(1) 地域振興局の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
その他	<u>(1) 局長の権限の代決</u> 局長が不在のときは、 その事務を担当する参事 <u>(2) (略)</u>

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センター 保健所（新発田保	(略)

健所、三条保健所、
長岡保健所、南魚
沼保健所及び上越
保健所を除く。)

福祉事務所

保健環境科学研究
所

食肉衛生検査セン
ター

新潟学園

家畜保健衛生所

流域下水道事務所

(略)

健所、三条保健所、
長岡保健所、南魚
沼保健所及び上越
保健所を除く。)

福祉事務所

保健環境科学研究
所

食肉衛生検査セン
ター

コロニーにいがた

白岩の里

新潟学園

家畜保健衛生所

流域下水道事務所

(略)